

大津町公立保育等再編方針

(案)

令和4年 月

大津町

目 次

第1章 大津町公立保育等再編方針の策定にあたって	
1 はじめに	
2 大津町公立保育等再編検討委員会で検討を行った事項	
3 保育における現状	
(1) 就学前人口	
(2) 保育所の入所状況	
(3) 幼稚園の入所状況	
(4) 保育所の待機児童の状況	
(5) 保育所の利用ニーズの状況	
第2章 公立園の現状と課題	
1 公立幼稚園・保育所の現状	
(1) 公立幼稚園の児童数	
(2) 公立保育所の園児数	
(3) 公立園の施設	
(4) 公立園の職員数	
2 公立園の課題	
(1) 公立幼稚園の利用者減少	
(2) 公立保育所の課題	
(3) 施設の老朽化	
第3章 公立園の在り方	
1 公立園に求められる機能	
(1) ワークショップ	
(2) 「公立保育所・公立認定こども園等アクションプラン（第四次）」 （全国保育協議会より）	
2 公立園の在り方（意義・役割）	
(1) 4つの柱	
第4章 公立園の再編方針	
1 公立園の在り方を実現する	
(1) 施設形態	
(2) 段階的な整備の必要性	

第1章 大津町公立保育等再編方針の策定にあたって

1 はじめに

平成29年3月、幼稚園教育要領、保育所保育指針及び幼保連携型認定こども園教育・保育要領が一斉に改訂されました。これにより、幼稚園、保育所、認定こども園などの施設類型を問わず、教育・保育の提供において、より一層の指針の整合性が図られました。

令和元年10月1日より、幼児教育・保育の無償化がスタートしました。この無償化の意義として、少子化対策の必要性と並び、幼児教育の重要性が掲げられているところです。

そして令和3年5月には「幼児教育スタートプラン」のイメージが公表され、同年7月「幼児教育と小学校教育の架け橋特別委員会」が設置されるなど、近年、幼児教育の重要性が改めてスポットを浴びています。

一方では、核家族化が進み、家庭や地域において人との関わりが希薄になるなど子どもや子育て世帯を取り巻く環境が変化し、子育ての不安や悩みを持つ保護者の増加、養育力の低下、子どもの貧困などの課題も明らかになってきています。

令和3年4月、本町において12年ぶりに保育所の待機児童がゼロとなりました。就学前人口は減少傾向にあるものの、共働き世帯の増加等により保育ニーズの割合は増加傾向にあります。しかしながら、幼稚園ニーズは減少傾向にあり、公立幼稚園において定員充足率は50%前後となっています。

今後、多様な保育ニーズに対応するとともに、地域全体の教育・保育の質的向上を図り、子どもを取り巻く様々な地域課題に対応するために「大津町公立保育等再編検討委員会」を設置し、行政機関としての公立園は何を期待されているのか、公立園の在り方とそれを実現する公立園の再編について検討してきました。

本方針は、本町における子どもを取り巻く環境を整理しながら、本町全体の子育て環境をより良い方向に向かうために、公立園が担うべき役割や機能及び公立園の再編について指示したものです。

2 大津町公立保育等再編検討委員会で検討を行った事項

大津町公立保育等再編検討委員会では、具体的に以下のことを検討しました。

①公立園の役割・在り方を見直す。

求められる幼稚園・保育所等の需要の変化や、急激な少子化の進行、核家族化・高齢化の進行に伴う地域とのつながりの希薄化等、地域・家庭を取り巻く環境の変化の中で、また令和元年10月からスタートした幼児教育の無償化など幼児教育の重要性が掲げられている現状で、公立園の在り方（意義・役割）を検討し見直しました。

②公立保育園・幼稚園3園の再編方針を検討する。

公立園の在り方（教育・保育の量の確保、幼児教育・保育の質的向上、地域のセーフティネットなど）を実現するための、公立保育園・幼稚園3園の再編方針を検討しました。

3 保育における現状

(1) 就学前人口

日本の人口は 2008 年をピークに長期の人口減少過程に入り、出生数は 2016 年以降 100 万人を割り、減少の一途をたどっています。

一方、大津町において、人口は増加傾向にあるものの、就学前人口(0～5歳)は減少しています。

■大津町の就学前人口の推移(4月1日現在) (単位:人)

	H26	H27	H28	H29	H30	H31	R2	R3
0歳児	414	420	382	364	391	372	339	327
1・2歳児	853	847	838	819	762	774	780	714
3歳以上	1,309	1,298	1,306	1,283	1,249	1,236	1,198	1,173
合計	2,576	2,565	2,526	2,466	2,402	2,382	2,317	2,214

(2) 保育所の入所状況

町内保育所については、令和3年12月の入所率は112.9%です。保育所定員の弾力的運用を実施し、待機児童解消のために定員を超える児童の受け入れを行っています。

■保育所の入所状況(令和3年12月)

	定員(人)	在園児数(人)	入所率(%)
大津保育園	120	122	101.7
大津保育園分園	20	14	70.0
緑ヶ丘保育園	120	145	120.8
一宇保育園	110	105	95.5
白川保育園	140	156	111.4
杉水保育園	160	176	110.0
大津いちご保育園	120	146	121.7
よろこび保育園	120	150	125.0
風の子保育園	140	156	111.4
第二よろこび保育園	120	149	124.2
大津音楽幼稚園	60	70	116.7
小規模保育園(4園)	42	47	111.9
合計	1,272	1,436	112.9

(3) 幼稚園の入所状況

町内に幼稚園は4園（私立2園、公立2園）ありましたが、私立2園のうち1園が、平成30年度、幼稚園と保育所の機能や特徴をあわせ持つ「認定こども園」(*)へ移行しました。もう1園も令和4年度に「認定こども園」へ移行予定となっており、令和4年度において町内に私立幼稚園はありません。

*認定こども園についての説明は●頁参照。

■幼稚園の入園状況

『令和3年度学校基本調査』(令和3年5月1日現在)より (単位:人)

	定員	児童数			
		合計	3歳児	4歳児	5歳児
大津幼稚園	190	89	28	26	35
陣内幼稚園	120	49	13	12	24
白川幼稚園	160	159	56	53	50
大津音楽幼稚園(1号)	200	148	59	39	50

(4) 保育所の待機児童の状況

保育所の待機児童数は、令和3年4月にゼロとなりました。これは平成21年4月以来12年ぶりでした。

また、待機児童の内訳をみると、待機児童のほとんどが0歳児であること、3歳児から5歳児で待機児童が発生していない(受け皿が充足している)ことが分かります。

■待機児童数の推移

(単位:人)

	H29	H30	H31	R2	R3
待機児童数(4/1)	61	24	15	11	0
待機児童数(年度末)	73	69	59	28	—
入所児童数(年度末)	1,393	1,494	1,478	1,489	1,344

■待機児童の内訳(年度末)

(単位:人)

年度	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	合計
R1	41	11	6	1	0	0	59
R2	19	8	1	0	0	0	28
R3.12	8	0	1	0	0	0	9

(5) 保育所の利用ニーズの状況

就学前人口は減少傾向にあるものの、共働き世帯等の増加に伴い0歳から2歳の保育を必要とする保護者は増加傾向にあります。

■保育所（0～2歳児）の利用ニーズ (各年度の3月時点)

0～2歳児	H28	H29	H30	R1	R2
①人口	1,181	1,153	1,146	1,115	1,035
②保育所希望者数※	708	735	777	760	768
保育ニーズ割合(②/①)	59.9%	63.7%	67.8%	68.2%	74.2%

■保育所（0歳児）の利用ニーズ (各年度の3月時点)

0歳児	H28	H29	H30	R1	R2
①人口	364	392	371	335	327
②保育所希望者数※	197	216	249	242	233
保育ニーズ割合(②/①)	54.1%	55.1%	67.1%	72.2%	71.3%

※「保育所希望者数」は転園希望者を除いた数字

第2章 公立園の現状と課題

1 公立幼稚園・保育所の現状

(1) 公立幼稚園の児童数

公立幼稚園2園の児童数は、平成26年をピークに減少しています。

■公立幼稚園の児童数の推移

	大津幼稚園			陣内幼稚園		
	児童数(人)	定員(人)	定員充足率%	児童数(人)	定員(人)	定員充足率%
H22	170	175	97.1	70	85	82.4
H26	184	190	96.8	91	120	75.8
H27	171	190	90.0	84	120	70.0
H28	158	190	83.2	79	120	65.8
H29	145	190	76.3	76	120	63.3
H30	134	190	70.5	72	120	60.0
H31	132	190	69.5	64	120	53.3
R2	120	190	63.2	59	120	49.2
R3	98	190	51.6	54	120	45.0

* H22：町政要覧資料編参考（基準5月1日）

* H26～R2：子育て支援課調べ（年度末）

* R3：子育て支援課調べ（R3.12.1現在）

(2) 公立保育所の園児数

大津保育園の園児数は、平成28年度をピークに減少傾向であるが、依然として定員を超える受け入れを行っている状況です。

平成26年10月に待機児童対策として児童館を利用して開園した大津保育園分園は、令和3年4月待機児童がゼロとなったことと、利用者が減少していることから、当初の目的を達したとして、令和4年4月1日、大津保育園に統合することとしました。

■大津保育園本園と分園の園児数（年度末）

（単位：人）

	定員	H27	H28	H29	H30	H31	R2	R3
大津保育園	120	140	145	143	144	143	132	122
大津保育園分園	20	19	20	16	18	18	15	14

* R3：R3.12.1現在

(3) 公立園の施設

公立3園の施設は、ともに老朽化が進んでいます。このため、施設の修理や大規模改修を必要とする時期を迎えています。

■施設の状況

	大津幼稚園	陣内幼稚園	大津保育園
建築年月日	平成5年3月30日	昭和44年12月8日	昭和61年3月31日
原則使用年数	60年	40年	60年
経過年数	28年	51年	35年
その他		H26.3.15.園舎増築	H23.9.1 園舎増築

(4) 公立園の職員数

公立園3園とも、幼稚園教諭・保育士に占める会計年度任用職員の割合は5割を超えており、クラス担任を正規職員で配置できない園もあります。

■公立幼稚園・保育園の職員数 (R3.4.1) (単位：人)

		大津幼稚園	陣内幼稚園	大津保育園	分園
正規職員	幼稚園教諭 ・保育士(*)	6	3	9	1
	調理士・事務等	0	0	4	0
会計年度任用職員	幼稚園教諭 ・保育士	7	6	23	4
	保育補助・調理補助・看護師等	1	0	4	0
合計		14	9	40	5
幼稚園教諭・保育士に占める会計年度任用職員の割合		53.8%	66.7%	71.9%	80.0%

(*) 園長を含む。

※大津保育園分園の人権啓発福祉センター兼務1人を除く。

2 公立園の課題

(1) 公立幼稚園の利用者減少

公立幼稚園は2園とも、平成26年をピークに児童数が減少しています。令和4年度についても、大津幼稚園、陣内幼稚園ともに更に減少する見込みです。

幼稚園は、文部科学省の「幼稚園教育要領」において「幼稚園の1日の教育課程に係る教育時間は、4時間を標準とすること」とされ、この標準時間を基に各園で登園・降園時間を定めています。一方保育所は、共働き等の事由により保育の必要がある場合に利用されるもので、保育時間は保護者の就労等の状況に応じて1日最大11時間（保育標準時間）です。

核家族化、都市化といった社会状況の変化により、共働き世帯の増加や就労形態の多様化などで幼稚園ニーズが減少しており、今後もこの傾向は続くと思われます。

(2) 公立保育所の課題

本町の就学前人口は減少しているものの、共働き世帯の増加などにより0歳から2歳までの保育ニーズ（利用希望者）は増加傾向にあります。今後も保育士確保が課題となっております。

また、令和3年度、大津保育園に看護師の配置を行いました。今後、医療的ケアを要する子どもやその家庭を支援できるように体制整備を行っていく必要があります。

(3) 施設の老朽化

公立園3園ともに施設の老朽化が進んでおり、施設の修理や大規模改修が必要とする時期を迎えています。

第3章 公立園の在り方

1 公立園に求められる機能

令和元年10月、幼児教育・保育の無償化がスタートしました。令和3年5月、経済財政諮問会議において文部科学大臣から「幼児教育スタートプラン」のイメージが公表され、同年7月「幼児教育と小学校教育の架け橋特別委員会」が設置されるなど、幼稚園・保育所等には質の高い幼児教育の提供と、小学校教育への円滑な接続が求められています。

このような状況において、保育ニーズは0歳児からの増加傾向、就労時間の多様化など広がりを見せており、公立私立の別に関わらず地域の教育・保育の質を高める取組が、行政機関としての公立園に必要となっています。

また近年、核家族化が進み、家庭や地域において人との関わりが希薄になる一方で、子育ての不安や悩みを持つ保護者が増加し、養育力の低下や児童虐待の発生が危惧されています。これらの課題に、公立園は行政機関としてのネットワークを活かした地域の子育て家庭のセーフティネットとして、妊娠期からの切れ目のない支援、医療的ケアを要する子どもへの対応、生活困窮家庭や社会的困難を抱えている家庭への支援などが求められています。

(1) ワークショップ

「公立園の在り方を考える」をテーマに、参加者を公募し、公立園の幼稚園教諭・保育士と共にワークショップを開催しました。公募枠の参加者（6人）、公立園の保育士・幼稚園教諭などにより、各班で活発な意見が交わされました。

●開催日

①令和3年11月1日（参加19人） ②令和3年11月9日（参加22人）

●公立園に期待すること（公募班）

- ・発達段階に応じた教育・保育・地域の要（リーダー）に
- ・待機児童の受け皿に
- ・選択の幅を広げる（公立・私立、幼稚園・保育園、認定こども園、小規模保育所など多岐の選択肢）
- ・公立園＝町の顔
- ・ふるさとのことを誇りに思える園に など

●公立園に求められること（公立園の幼稚園教諭・保育士など）

- ・自園の子どもだけでなく、町全体の子育て家庭を支える
- ・子育ての悩みを聞く相談機能
- ・町内保育施設の教育・保育の中心的存在（質の向上）
- ・医療的ケアを要する子どもの受入れやその家族に対する支援
- ・幼児教育・保育など、小・中の連携だけでなく、地域全体での見守り体制
- ・関係機関や教育委員会との連携 など

（意見抜粋）

(2)「公立保育所・公立認定こども園等アクションプラン（第四次）」

(全国保育協議会より)

全国保育協議会では、平成18年に、公立保育所が地域で果たしている役割とその必要性を整理し、地域の子育て支援の拠点としてさらに充実していくことを目標に「公立保育所アクションプラン」を策定しました。その後も制度の変遷等を踏まえ見直し、平成31年3月に「公立保育所・公立認定こども園等アクションプラン（第四次）」を策定しており、今回の大津町公立保育等再編検討委員会での方針検討の際に参考としました。

「第四次プラン」では、大きな目標として「地域の多様なニーズに応え、かつ、地域子育て支援の拠点として次世代育成の中心的な役割を果たす公立保育所・公立認定こども園等になる」ことを掲げています。そして、この目標実現のために「公立保育所・公立認定こども園等の強みを活かした『アクションプラン』」として、1. 地域の子育ち・子育てニーズに即した公共サービスとしての実践、2. 行政機関としてのネットワークを活かした関係機関との連携強化、3. とくに配慮を要する子どもの保育やその家庭の支援の充実、4. 保育士等の資質・専門性の向上、5. 地域住民との協働、子育て文化の創造、6. 公立保育所・公立認定こども園等の果たす役割の重要性、必要性のPRの6つの柱を掲げています。

* 「公立保育所・公立認定こども園等の強みを活かした『アクションプラン』」は資料編〇〇ページに掲載しています。

2 公立園の在り方（意義・役割）

（1）4つの柱

ワークショップのご意見や全国保育協議会の「公立保育所・公立認定こども園等の強みを活かした『アクション』」を参考に、公立園の在り方については次の4点を柱としました。

公立園の在り方・ワークショップの内容等	「アクション」番号（P ） （全国保育協議会より）
幼児教育の拠点	1.2.4.6
<ul style="list-style-type: none">・発達段階に応じた教育・保育の提供・幼児教育・保育の地域のまとめ役・町内保育施設の教育・保育の中心的存在（質の向上）・関係機関や教育委員会との連携・どこの園に通っても子どもにとって平等な保育	
子育て支援の拠点（在宅子育て家庭支援）	1.2.3.5.6
<ul style="list-style-type: none">・子育ての悩み等を聞く相談機能（在宅で子育てをする家庭への支援）・保護者が駆け込んでいける場所・地域全体での見守り体制（地域との連携のしやすさ）・医療的ケアを要する子どもの対応	
地域のセーフティネット	2.5.
<ul style="list-style-type: none">・行政のネットワークを活かした関係機関との連携・子どもたちのセーフティネット・災害時における子育て支援	
幼稚園機能と保育園機能の保持	
<ul style="list-style-type: none">・待機児童の受け皿・選択の幅（公立・私立、幼稚園、保育園、認定こども園、小規模保育園など多岐の選択肢）	

第4章 公立園の再編方針

1 公立園の在り方を実現する

(1) 施設形態

公立園の在り方とした4つの柱を実現する必要があります。

■4つの柱

- ①幼児教育の拠点
- ②子育て支援の拠点（在宅子育て家庭の支援）
- ③地域のセーフティネット
- ④幼稚園機能と保育園機能の保持

■施設類型（『子ども・子育て新制度なるほどBOOK』内閣府・文部科学省・厚生労働省）

幼稚園 3～5歳	小学校以降の教育の基礎をつくるための 幼児期の教育を行う学校		
	利用時間	昼すぎ頃までの教育時間に加え、園により 午後や土曜日、夏休みなどの長期休業中の 預かり保育などを実施。	
	利用できる保護者	制限なし。	
認定こども園 0～5歳	幼稚園と保育所の機能や特徴をあわせ持ち、 地域の子育て支援も行う施設		
	0～2 歳	利用時間	夕方までの保育のほか、園により延長保育 を実施。
		利用できる 保護者	共働き世帯、親族の介護などの事情で、家 庭で保育できない保護者。
	3～5 歳	利用時間	昼過ぎごろまでの教育時間に加え、保育を 必要とする場合は夕方までの保育を実施。 園により延長保育も実施。
		利用できる 保護者	制限なし。
保育所 0～5歳	就労などのため家庭で保育できない 保育者に代わって保育する施設		
	利用時間	夕方までの保育のほか、園により延長保育 を実施。	
	利用できる保護者	共働き世帯、親族の介護などの事情で、家 庭で保育できない保護者。	

ポイント

① 3～5歳のお子さんは、保護者の働いている状況に変わりなく通い入れた園を継続して利用できます。

(2) 段階的な整備の必要性

令和4年度、公立3園を利用予定の児童数は約260人です。この教育・保育の量(受け皿)を確保しつつ再編するためには、段階的な整備を行う必要があります。

■令和4年度公立3園の利用児童数(予定) (単位:人)

	幼稚園	保育園		計
	1号 3~5歳児	2号 3~5歳児	3号 0~2歳児	
大津幼稚園	100	0	0	100
陣内幼稚園	40	0	0	40
大津保育園	0	80	40	120
合計	140	80	40	260

(3) 段階的な整備の方向性

必要な教育・保育の量(受け皿)を確保しつつ、次の2段階に分けて整備を進めます。

第1段階 公立3園を2園に再編する。

- ・受け皿の確保
(特にニーズが増加している0~2歳児の受け皿に配慮が必要)
- ・在園児・保護者に負担がかからないような配慮

第2段階 公立園として町の幼児教育・地域子育ての拠点・地域セーフティネットを目指す。

2園を1園に再編する。

- ・受け皿の確保
- ・在園児・保護者に負担がかからないような配慮